

議第 103 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

1 変更の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正（令和 5 年法律第 48 号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 変更の内容

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の「被保険者証」及び「被保険者資格証明書」は令和 6 年 1 月 2 日から発行されなくなり、同日以降、被保険者等の資格の確認については、「個人番号カード（マイナ保険証）」又は「資格確認書」により行うこととなります。

また、経過措置により、現行の「被保険者証」は、令和 6 年 1 月 2 日以降、有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）まで使用可能です。

これに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令市行第 66 号）の別表第 1 に定める関係市町において行う事務について、「被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し」及び「被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付」に関する事務を削除するとともに、「資格確認書等の引渡し」及び「資格確認書等の返還の受付」に関する事務を追加するものです。

3 施行期日

令和 6 年 1 月 2 日

4 新旧対照表

改正前	改正後
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
(1) 略	(1) 略
(2) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u>	(2) <u>資格確認書等の引渡し</u>
(3) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u>	(3) <u>資格確認書等の返還の受付</u>
(4) ~ (6) 略	(4) ~ (6) 略